

著作物の利用に関するSARTRAS決定

情報基盤センター 田浦健次郎

4/6 SARTRASによるお知らせ

- ◆ <https://sartras.or.jp/archives/20200406/>
- ◆ 本日、当協会は、新型コロナウイルス感染症の拡大という緊急事態に伴い、教育機関で急速に需要が高まっているオンラインでの遠隔授業等で著作物が教材として円滑に利用できるよう、2020年度に限った特例として、「**授業目的公衆送信補償金制度**」施行のための補償金を「**無償**」として文化庁長官に認可申請することを決定し、その旨公表致しました。

要点

- ◆ **授業目的公衆送信補償金制度**：授業目的での著作物利用にあたり個別に権利者に許諾を取る代わりに「補償金」を管理団体（SARTRAS）に一括で支払うことで利用が可能となる制度
- ◆ 法律は公布されていた（2018年5月改正著作権法）が制度がスタートしていなかった
- ◆ この度制度が4月下旬にスタート、**2020年度に限り「補償金」が無償**となる運び

注意

- ◆ 「権利者の利益を不当に害することがない」など当然の注意は必要
 - ◆ 教室における利用も同様
- ◆ 2021年度以降の補償金の額を適切に決めるためにも大学として、著作物利用の実態把握への協力も必要ではないか